

議案第72号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A第839号線	82 09	4 00	さいたま市桜区大字塚本字東耕地26番12地先	さいたま市桜区大字塚本字東耕地26番1地先	
F第518号線	452 85	10 80	さいたま市浦和区岸町七丁目1385番2地先	さいたま市浦和区岸町七丁目1番1地先	
F第519号線	120 59	5 46	さいたま市浦和区高砂三丁目25番3地先	さいたま市浦和区高砂三丁目1番2地先	
F第520号線	130 74	5 80	さいたま市浦和区岸町七丁目119番2地先	さいたま市浦和区岸町七丁目121番2地先	
F第521号線	32 65	5 80	さいたま市浦和区岸町七丁目125番8地先	さいたま市浦和区岸町七丁目125番2地先	
F第522号線	74 06	2 73 ～ 3 36	さいたま市浦和区岸町七丁目111番2地先	さいたま市浦和区岸町七丁目108番2地先	
F第523号線	43 25	2 74 ～ 3 39	さいたま市浦和区岸町七丁目104番5地先	さいたま市浦和区岸町七丁目103番2地先	
F第524号線	31 06	5 46	さいたま市浦和区岸町七丁目97番2地先	さいたま市浦和区岸町七丁目96番4地先	
F第525号線	85 26	5 46	さいたま市浦和区岸町七丁目94番1地先	さいたま市浦和区岸町七丁目91番1地先	
K第508号線	63 10	4 00 ～ 6 48	さいたま市南区大字広ヶ谷戸字吹通195番10地先	さいたま市南区大字大谷口字向原1729番4地先	
第792号線	61 04	4 00	さいたま市中央区円阿弥四丁目568番7地先	さいたま市中央区円阿弥四丁目566番7地先	
第793号線	364 55	3 83 ～ 5 16	さいたま市中央区新中里四丁目1172番2地先	さいたま市中央区新中里四丁目1275番地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
第 7 9 4 号 線	95 05	3 98 ~ 4 35	さいたま市中央区鈴 谷九丁目 2 4 6 番 1 0 地先	さいたま市中央区鈴 谷九丁目 2 4 2 番 3 地先	
第 7 9 5 号 線	242 44	3 96 ~ 4 10	さいたま市中央区鈴 谷九丁目 3 6 4 番地 先	さいたま市中央区鈴 谷九丁目 2 0 5 番 3 地先	
1 2 9 5 4 号 線	89 31	4 50	さいたま市北区今羽 町 5 1 4 番 1 2 地先	さいたま市北区今羽 町 5 1 4 番 6 地先	
3 2 9 7 1 号 線	158 92	5 15	さいたま市西区西大 宮一丁目 3 4 番 8 地 先	さいたま市西区西大 宮一丁目 1 9 番 1 7 地先	
3 2 9 7 2 号 線	86 74	5 15	さいたま市西区西大 宮一丁目 1 3 番 2 地 先	さいたま市西区西大 宮一丁目 1 4 番 3 地 先	
3 2 9 7 3 号 線	91 33	5 15	さいたま市西区西大 宮一丁目 3 9 番 1 地 先	さいたま市西区西大 宮一丁目 3 5 番 1 地 先	
4 1 7 1 6 号 線	75 48	5 00	さいたま市西区大字 水判土字観音脇 5 0 2 番 2 9 地先	さいたま市西区大字 水判土字観音脇 5 0 2 番 1 7 地先	